

## 皇位継承と男女平等：京・江戸・博多、そして巴里 ： 36

南野, 森  
九州大学大学院法学研究院：教授

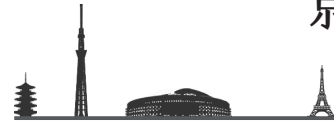
<https://hdl.handle.net/2324/7431379>

---

出版情報：福音宣教. 79 (3), pp.10-11, 2025-03-01. Oriens Institute for Religious  
バージョン：  
権利関係：



## 36 皇位継承と男女平等



女性差別撤廃条約という条約がある。女性に対するあらゆる差別の撤廃を目指し、締約国はあらゆる分野での女性差別を禁ずる立法等の措置をとることを約束する。一九七九年に制定され、日本は八〇年に署名、八五年に批准した。

ただ約束するだけでは本当に女性差別が無くなるかどうかはわからないから、条約では、専門家からなる女性差別撤廃委員会（CEDAW）を作り、数年おきに各締約国の差別撤廃への進捗状況を審査し、改善のために所見や勧告を出す仕組みを設けている。日本は過去6回の審査を受けてきたが、直近の二〇二四年一〇月の審査結果が、ごく最近になって物議をかもしている。

このときの審査では、CEDAWは、日本政府に対し、選択的夫婦別姓制度の導入（民法の改正）や妊娠中絶への夫の同意要件の削除（母体保護法の改正）、さらに皇位継承資格の女性への付与（皇室典範の改正）などを勧告した。そしてこの最後の点に日本政府が強く反発し、国連人権高等弁務官事務所に対して日本が出している拠出金の使途から女性差別撤廃委員会を除外することを決め、国連側に伝えたことが明らかになったのである（二五年二月二九日）。

日本政府の言い分は、皇位継承資格は人権ではないのでそれを男に限っても男女差別の問題にはならないし、皇位継承のあり方は国家の基本に関することであるCEDAWが取り上げるべき問題ではない、というものである。

皇室典範が皇位継承資格を男系男子に限定していることについては、憲法学においても議論があり、これを平等原則違反と考える説も少数ながら存在するが、

多くの学説はこれを違憲とはしていない。その理由は、天皇という地位の特殊性に鑑み、天皇・皇族にはふつうの人であれば許されないような人権制約も許されるのだ、とするのがかつての通説であったが、最近では、憲法が世襲という身分制に基づく制度を「飛び地」のように残したことから、天皇・皇族はそもそも憲法上の人権主体ではないのだ、との説明が有力になっていく。

実際、天皇・皇族には実に多くの人権制約がある。平等原則も及ばないし、選挙権も婚姻の自由もない。信教の自由も表現の自由も、居住移転の自由も外国移住の自由も、そして職業選択の自由もない。ごく少数の、特定の家系の人々だけにこのような大きな人権制約を課することが——たとえ理屈上は憲法違反でないとしても——はたして正当と言えるのかどうかはかなり疑わしい。憲法は、天皇の地位は「日本国民の総意に基く」と定めている（一条）が、まさに国民全体で根本的に考えるべき問題ではないだろうか。

CEDAWの見解は、日本政府の見解とも憲法学の多数説とも異なるものではないが、国民全体で天皇について考える際の一つの参考にはなる。それを聞くか聞かないかは日本国民が主体的に判断すれば良く、気に入らない意見を言うならお金をやらないぞ、というのはいかにも大人げない。「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」（憲法前文）と謳う日本にふさわしくない対応であるし、トランプ大統領の手法を思わせなくもない。「日本よ、お前もか」と国際社会から思われなければよいのだが。



みなみの・しげる●九州大学法学部教授。京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学卒業後、同大学大学院、パリ第10大学大学院を経て、2002年九州大学助教授、14年教授。AKB48の内山奈月との共著で好評を博した『憲法主義』（PHP文庫）ほか著書多数。



国連人権高等弁務官事務所への日本政府の任意拠出金の使途から女性差別撤廃委員会を除外するよう国連に通告したことを発表する、外務省の北村俊博外務報道官（2025年1月29日）。